

障がい者への虐待を防ぎましょう

「虐待かもしれない」と思ったらすぐに通報してください！

障がい者虐待防止法では虐待に気づいた人の通報義務が定められています。
匿名でも通報・届出ができます。虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、外部に漏れることはありません。ご協力をお願いします。

通報先

沖縄市障がい者虐待防止センター
(沖縄市役所 障がい福祉課)

【直通】 098-939-7894
(平日 8:30~17:15)

【代表】 098-939-1212
(上記以外の時間帯)

【FAX】 098-939-7739



詳しくはこちら

障害福祉サービス事業者様へのお知らせ

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、障がい者虐待防止に関する運営基準について改定がなされ、令和4年度より下記の3項目が義務化されています。

- ① 従業者への研修実施
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会※を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- ③ 虐待防止の為に責任者設置

※ 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止の検討等

運営基準の改定に伴い、沖縄市障がい福祉課では、YouTube研修動画を作成いたしました。事業所での研修等にご活用ください。



研修動画はこちら

沖縄市障がい者虐待防止研修

(障がい者福祉施設・障害福祉サービス事業所職員向け)

障がい者虐待防止法の基本、法改正に伴う施設での虐待防止の取り組み、虐待が起こった場合の対応などについてお話しします。

- 講師** 伊佐 智樹氏 (障がい者支援施設グリーンホーム施設長)
- 日時** 12月19日(火) 午前10時~12時
- 場所** 市役所 地下2階 大ホール
- 開催方法** 対面
- 対象** 障がい者福祉施設・障害福祉サービス事業所職員 (市内在住もしくは在勤の方)
- 定員** 50人
- 参加費** 無料

※お申込完了の通知はしません。

※定員超過等により受講をお断りする場合には、こちらから連絡します。

申込期限 12月13日(水) まで

申込方法

- ① 所属事業所名
 - ② 参加者氏名
 - ③ 連絡先 (電話番号)
- をお書き添えの上、メールにてお申込みください。
- ✉ s_fukusia41@city.okinawa.lg.jp



申込はこちら

お問い合わせ / 障がい福祉課 (内線 3212・3164)

